



福岡県に緊急事態宣言(5月12日～31日)が発出されました。県の要請にて飲食店等の休業並びに営業時間短縮、イベント等の開催制限、テレワークの推進、屋外照明の夜間消灯など各種事業活動が制限されます。事業所支援策としての協力金の支給等が新たに発表されました。商工会では相談窓口を強化し対応に努めます。一日でも早く緊急事態措置から脱却できるよう県民、事業者一丸となって感染防止に努め、コロナ陽性者数の減少を図ることが肝要です。昨年から続くコロナ禍の長いトンネルもいつかは抜けることを信じ、商工会も県の要請に対応してゆきます。

支援金・協力金について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、売上が減少した事業所に支援金・協力金が様々出ております。

◎一時支援金

令和3年1月～3月の売上が、前年・前々年の同月売上と比較して減少している方が対象となります。

国：売上減少：50%以上減少

給付額：個人上限30万円 法人上限60万円

県：売上50%未満～30%以上減少

給付額：個人上限10万円 法人上限15万円

※どちらも申込期限は令和3年5月31日(月)までとなっております。

◎感染拡大防止協力金

緊急事態宣言発令による、休業・時短要請に応じた飲食事業所が対象となります。

対象期間：令和3年5月12日(水)～31日(月)

給付額：1日4万円～10万円(中小企業の場合)

◎月次支援金

緊急事態宣言発令による、4月以降の飲食店の休業・時短要請により影響を受けた事業所が対象となります。

国：売上減少：50%以上減少

給付額：個人上限10万円 法人上限20万円

県：売上50%未満～30%以上減少

給付額：個人上限5万円 法人上限10万円

※県内に本社・本店のある酒類販売事業者(中小法人・個人事業者等)は、国の月次支援金を受けた場合には、個人：上限10万円 法人：上限20万円の給付を受けることができます。

どの支援金・協力金につきましても、対象となる業種や条件等ございますので、ご確認の上、手続きを行って下さい。

不明点につきましては、商工会までお問合せ下さい。

TEL:092-922-4345



「太宰府市商工会女性部」入会のご案内

太宰府市商工会女性部は、セミナーなどの研修活動や、市民まつりへの参加など地域貢献活動を通して、部員相互の親睦や資質の向上を目的に活動しています!! コロナ禍の今だからこそ、新たな出会いでたくさんの人とつながりませんか?一緒に楽しく活動する仲間を募集中です。ぜひご入会下さい!!



お問合せ先・太宰府市商工会 ☎922-4345(梅崎)

雇用調整助成金の特例措置の延長について

令和3年4月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、一部内容を変更し、特例措置を6月30日まで延長いたします。

【現時点で予定のです】諸要件がございます。詳しくは雇用調整助成金コールセンター0120-60-3999にお尋ねください。

受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000775219.pdf>

行政書士による無料相談会

太宰府市商工会 会員の行政書士による、無料相談会を下記のとおり開催いたします。

【相談内容】遺言・相続・成年後見・悪質商法対策・公正証書・創業手続き・営業許可など

【日 時】5月21日(金) 14時～16時

【場 所】太宰府市商工会 2階

【参加費】無料

☆事前の予約は不要です。ご希望の方は、直接、商工会へ来会下さい。